



発行日 2012年 01月 10日

住宅地盤総合保証

保証番号： 82000009

住マイル保証書

住所 兵庫県加古川市野口町良野414-1

加入者 株式会社JamHomeエステート様

物件所在地	
物 件 名	様邸

保証期間	2011年10月06日から 2022年10月06日まで 調査・工事完了から11年間
------	---

加入タイプ	A	保証限度額	2,000万円
-------	---	-------	---------

【保証内容】

当社が地盤調査・地質改良を行った地盤の不同沈下等により建物が損傷した場合において、地盤調査又は地盤補強工事に瑕疵があった際は損傷した地盤及び建物の現状復帰に要する修理費を保証致します。

保証主体

SANYU-DOSHITSU
engineering

株式会社三友土質エンジニアリング
〒703-8225 岡山市中区神下98-6
TEL(086)279-9937 FAX(086)279-8946



保証内容

(保証対象)

株式会社三友土質エンジニアリング（以下当社という）が地盤調査・地盤改良工事を行い適切であると判断した上で発行するこの保証書記載の物件における地盤および建物とします。

(保証期間)

当社が保証する期間は、この保証書記載の地盤調査完了日または地盤改良完了日から11年間とします。

但し事故発生により500万円以上の支払い（通算）を受けた時点で保証が終了いたします。

(保証限度額)

保証対象となる地盤および建物の修理費の上限は、建物保証限度額（表記記載に基づく）地盤補修費用1000万円とし合計額は保証限度額を超えないものとします。

(保証対象となる場合)

基礎の沈下、不同沈下等により、以下の状態が生じている場合に保証対象となります。

- (1) 建物の周りの段、階段が著しく隆起し、生活に著しい支障がある。
- (2) 建物の給排水に著しい支障が生じている。
- (3) 基礎に構造亀裂が発生している。（軽微な亀裂を除く）
- (4) 建具の開閉が困難で、調整が不能である。
- (5) 5/1000を超えて住宅が傾斜している。
- (6) 基礎の一部に遊びが生じている。（軽微なものを除く）

(保証対象とならない主な場合)

以下の事由がある場合は、保証いたしません。

- (1) 地震・噴火・洪水・津波・地すべり・山くずれ・ガケくずれ等の天災および不可抗力により地盤が変化し、それによって上屋である建物や地盤が損壊を受けた場合
- (2) 台風、暴風雨、豪雨等の自然現象または、火災、爆発、暴動等の偶然かつ外來の事故
- (3) 所有者または、当該建物の使用者による著しく不適切な維持管理、または通常予想される使用状態と著しく異なる使用が原因となった事故
- (4) 自然の消耗・摩擦・かび・さび変質変色その他類似の事故
- (5) 契約当時実用化されていた技術では、回避することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事故
- (6) 植物の根等の成長が原因の場合
- (7) 重量車両の通行や道路工事、地下工事などによる震動等が原因の場合
- (8) 新築建物が引き渡された後に行われた増築、改築に起因する損害
- (9) 杖のぬけ上がり現象によって生じた配管、排水の不具合

(事故の通知)

保証対象となる事故や状態が生じた場合は、当社あて保証書番号、損害の状況を速やかにご連絡下さい。

お客様の通知が遅れた場合には、当社は責任を負わない場合があります。

(その他)

商業物件等については、休業保証等は含みません。

この保証書に定めのない事項については、お客様、株式会社三友土質エンジニアリングとの協議によるものとします。

株式会社三友土質エンジニアリングは保証債務を確実にする目的で以下のAIUの損害保険契約に加入しております。

被保険者：株式会社三友土質エンジニアリング

保険期間：1年間（10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時を保険期間とし、表面発行日時点において有効）

以降1年ごとに保険契約は見直され、最長で引渡日以降11年間まで、保険の対象にすることが可能です。保険契約の内容は変更される場合があります。また、保険契約は継続されない場合もあります。上記の株式会社三友土質エンジニアリングの保証契約の有無に関わらず当該物件の引渡日から11年を経過した物件については、本契約の対象外となります。

保険の対象となる損害：地盤調査、地盤改良工事の欠陥に起因して生じた地盤の不同沈下により、新築建物自体やその他の財物の損壊（基礎部分を含む）または第三者の身体に障害を与えた場合の法律上の損害賠償金を、賠償責任保険（企業用）普通保険約款、生産物特別約款、特約に従いお支払いいたします。

保険金額：各物件毎に限度額を設定しており、当社の定める1事故限度額は別途設定しております。

また、年間総保険金額（支払限度額）として別途支払限度額を設定※この年間総保険金額（支払限度額）は、AIU保険会社の保険契約において被保険者とされる全ての方々への支払いについての総限度額です。従って、当該保険期間中に保険金請求がなされた場合でも、すでにその時点で年間総保険金額（支払限度額）を越えていた場合にはAIU保険会社の保険による支払いの対象とはなりません。また、次年度の更改日以降の保険金額（支払限度額）は変更になる場合があります。

引受保険会社：AIU保険会社

当AIU保険会社は、株式会社三友土質エンジニアリングを被保険者とする上記の損害保険契約を締結していることを証明いたします。

